

議提第3号

重度心身障害者医療費助成制度の対象者の拡大を求める意見書

会議規則第14条の規定により、重度心身障害者医療費助成制度の対象者の拡大を求める意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月29日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	日 高 英 城
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様

## 重度心身障害者医療費助成制度の対象者の拡大を求める意見書

精神障害者保健福祉手帳２級所持者の多くは、継続的に就労することが困難であることから、その所得はかなり低い水準となっている。

そのため、病気にかかっても、経済的な理由から医療機関での受診を控え、障がいの状態が悪化してしまい、安定して働き続けることが困難など社会復帰の機会を逃してしまうこと等が懸念される。

医療費負担の軽減は、地域において自立した生活を営むための有効な方策の一つであることから、精神障害者保健福祉手帳２級所持者に対しても、医療費の助成を行うことが急務である。

埼玉県が実施する重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳２級所持者に対する医療費の助成が対象となっていない。本市がこの助成対象者の拡大を行うには、市が全額を負担しなければならず、新たに多額の費用を要することが見込まれるため、その実現は困難な状況である。

よって、埼玉県においては重度心身障害者医療費助成制度の対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳２級所持者もその対象に加えることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先

埼玉県知事